

令和2年(ネ)第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件

控訴人ら 岩下和雄外

被控訴人 長崎県外1名

2020年10月8日

控訴審第1準備書面の要旨

控訴人ら代理人弁護士 高橋謙一

本日陳述した控訴審第1準備書面について、その要旨を述べます。

第1 はじめに

控訴審第1準備書面は、佐世保市が作成した2019年度佐世保市水需要予測の問題点を指摘しています。

控訴人らは、これまで、本件訴訟に限らず、ありとあらゆる場で、石木ダム事業の前提となっている2012年度水需要予測がでたらめであり、石木ダムの利水の必要性は全くないと述べてきました。

これまで「2012年度水需要予測を対象としてきた」のは、それ以降佐世保市が水需要予測をしなかったからです。その理由は、控訴人らには明らかであり、「新たな予測をすると、2012年度水需要予測がでたらめであり、利水の必要性がないことが露呈するから」です。

2020年3月になってようやく新たな水需要予測が作成されました。予想通り、この2019年度水需要予測により、2012年度水需要予測がでたらめであり、利水の必要性がないことが露呈しました。そのことを示したのが控訴審第1準備書面です。

第2 2012年度水需要予測がでたらめであることが露呈していること

2019年度水需要予測では、別訴の事業取消訴訟で問題点を追及されたハウステンボスを含む業務営業用水の小口需要及びSSKの需要についてのでたらめな予測手法が、その誤りを一応認めた上で、全く放棄されています。

佐世保市は「結果的に誤っていたのであり、2012年度水需要予測作成時には誤っ

ていなかった」と嘯くでしょうが、最初からでたらめな予測であったことはすでに何度も指摘した通りです。

第3 利水面の石木ダム建設の必要性がないことが露呈したこと

1 では、2019年度水需要予測で今度こそ適切な予測をしたのでしょうか。

しかし、残念ながらというべきか、案の定というべきか、2012年度水需要予測よりもさらにでたらめな予測をしているのです。

2 その最たるものが、ハウステンボス及びSSKについて、他の需要予測から切り離し、それぞれに極端に低い負荷率を適用してその後合算するというとんでもない手法です。確かに、個々の水需要には変動があります。しかし全体で見ると変動の幅は平均化されます。だからこそ、これまでずっと、ハウステンボスは業務営業用水の中に、SSKは工場用水の中に含まれ、さらにそれらと生活水の予測とを合算して一日平均給水量の予測を出した上で、単一の負荷率を適用して、一日最大給水量を算出していたのです。それを全く何の理由もなく突然二つだけ切り離し、独自の、しかも極端に低い負荷率を適用して一日最大給水量を算出するなど、明らかにあり得ない手法です。だからこそこれまでこのような予測はしておらず、その意味でまさしく『掟破りの禁じ手』を使ったのです。

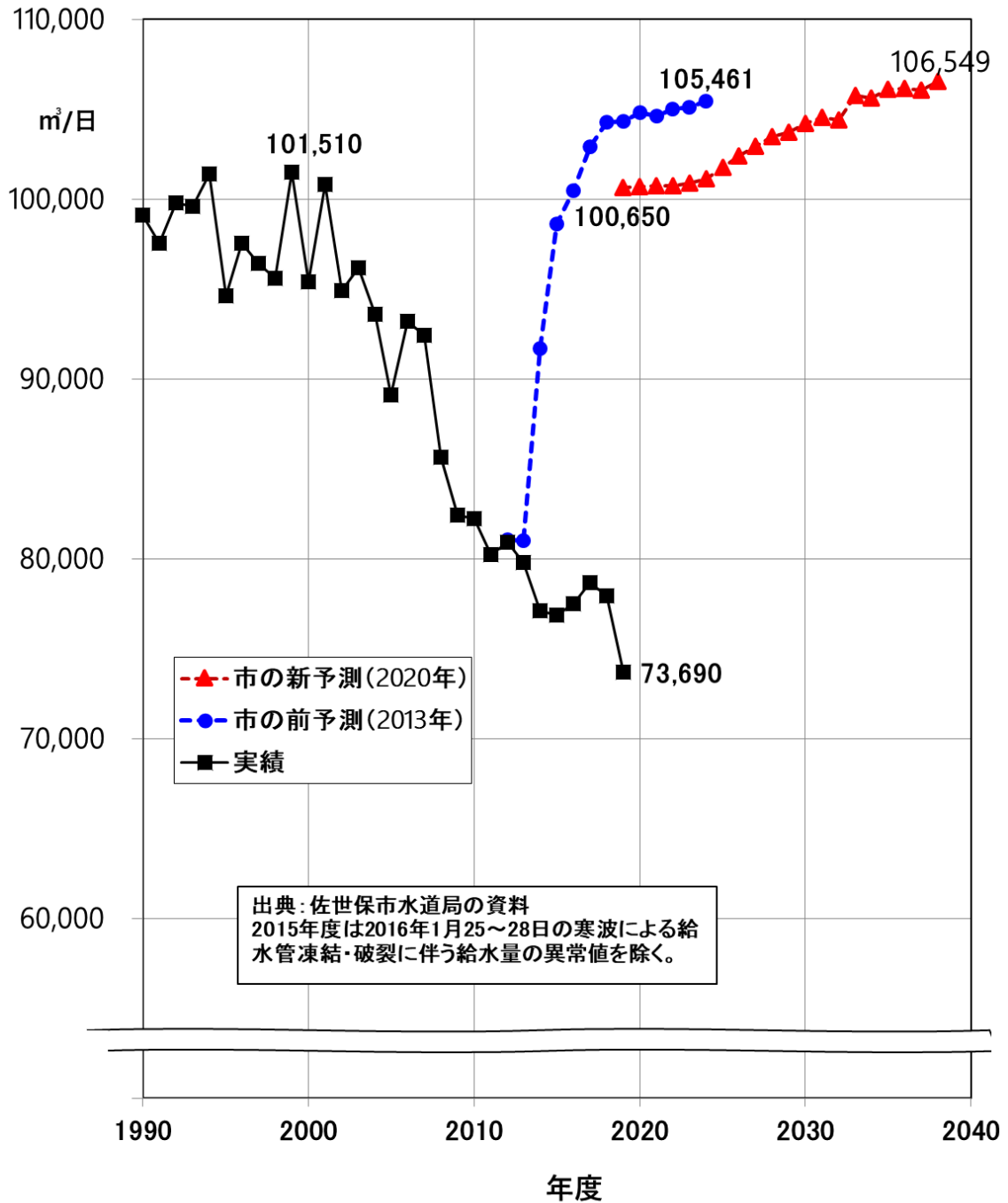
3 佐世保市がこのような掟破りの禁じ手まで繰り出してきた理由は明らかで、そうしないと、佐世保市の水需要予測が約11万7000 m³/日に、つまり一審判決を読む限り、一審裁判所は控訴人らの主張する権利について適切に理解せず、また、民事差止請求の判断枠組みを逸脱し、侵害行為の違法性の判断を放棄したとしか解せません。

4 本控訴審では、少なくとも控訴人らの主張する権利について適正に評価していただき、侵害行為の違法性について改めてご判断いただくことを切望いた。それ以外にも負荷率や安全率、あるいは地下水の利用などで、でたらめな予測をしています。そちらについてはここでは割愛します。

2019年度水需要予測がでたらめであることは、控訴審第1準備書面にも掲載

した次の表を見ていただければ、一目瞭然でしょう。

佐世保市水道の一日最大給水量の実績と市予測 (佐世保地区)



第4 佐世保市自身、水需要予測がでたらめであることを認めていること

1 ところで、甲D第13号証で、TBS報道特集の石木ダムに関する放送を提出しています。その中で、「水需要はそんなに伸びない」という指摘に対する佐世保市の説明として「日照りや災害などがあっても十分な水を供給するため」と放送しています。つまり佐世保市自身が、「水需要予測の正しさ」の説明を放棄して、日照りや災害などの特別な状況に対応するため石木ダムが必要だ、と言っているのです。

2 また、佐世保市水道局長の谷本氏が佐世保市議会において、こう述べています。「水需要予測についても、近年の需要の実績と比較して、予想値が過大ではないか等々の意見があることも承知しているが、再評価では、事故や災害時等の非常時においても安定的に供給するための水源施設の能力の規模について算定したものである」と。

責任者の水道局長自らが、将来の水需要が増えるからではなく、災害のために石木ダムを建設するのだと正面から認めているのです。

3 しかし、石木ダムは、建前上は、水需要が増えるのでそれに対応するために必要なものであり、それゆえ、土地収用法の適用が認められています。「災害時に対応できるように念のために」建設することは絶対に認められません。

4 そもそも、佐世保市が、かかる見解を述べているということはまさしく「必要性があってではなく、作りたいから作る」ということを意味するのです。

このような石木ダムを建設することは絶対に許されず、工事は差し止められるべきです。そのことが2019年度水需要予測により、さらに明らかになっています。

以上